第 1 回

那賀5町合併協議会

会議資料

合併協議の5か条

- 1.他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3.コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4. 先人に感謝し、5町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5.将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組み __ ましょう。

日 時 : 平成16年3月30日(火) 午後2時から

場 所 : 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員及び事務局の紹介
- 4 来賓祝辞
- 5 議長選出
- 6 会議運営申し合わせ事項について
- 7 議 事
- (1)報告事項
 - 報告第1号 那賀5町合併協議会規約について
 - 報告第2号 那賀5町合併協議会規約に関する協議書について
 - 報告第3号 那賀5町合併協議会幹事会規程について
 - 報告第4号 那賀5町合併協議会専門部会規程について
 - 報告第5号 那賀5町合併協議会事務局規程について
 - 報告第6号 那賀5町合併協議会財務規程について
 - 報告第7号 那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書について
- (2)協議事項
 - 議案第1号 那賀5町合併協議会会議運営規程(案)について
 - 議案第2号 那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱(案)について
 - 議案第3号 那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱(案)について
 - 議案第4号 那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
 - 議案第5号 那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程(案)について
 - 議案第6号 那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程(案)
 - について
 - 議案第7号 那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程(案)について
 - 議案第8号 平成15年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について
 - 議案第9号 平成15年度那賀5町合併協議会予算(案)について
 - 議案第10号 平成16年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について
 - 議案第11号 平成16年度那賀5町合併協議会予算(案)について
 - 協議第1号 合併協定項目について
 - 協議第2号 合併の方式について
 - 協議第3号 合併の期日について
 - 協議第4号 新市の名称について
 - 協議第5号 新市の事務所の位置について
 - 協議第6号 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第7号 新市建設計画の策定について
- 8 次回協議会の開催について
- 9 その他
- 10 閉 会

目 次

3頁

78頁

会議運営申し合わせ事項について

次回協議会の開催について

議事 (1)報告事項 那賀5町合併協議会規約について 6頁 報告第1号 那賀5町合併協議会規約に関する協議書について 9頁 報告第2号 報告第3号 那賀5町合併協議会幹事会規程について 12頁 報告第4号 那賀5町合併協議会専門部会規程について 15頁 報告第5号 那賀5町合併協議会事務局規程について 19頁 報告第6号 那賀5町合併協議会財務規程について 2 4 頁 那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書 報告第7号 について 2 7 頁 (2)協議事項 議案第1号 那賀5町合併協議会会議運営規程(案)について 30頁 議案第2号 那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱(案)について 3 3 頁 那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱(案)について 3 7 頁 議案第3号 議案第4号 那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案) について 40頁 議案第5号 那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程(案) について 42頁 議案第6号 那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会 45頁 規程(案)について 議案第7号 那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程(案) 48頁 について 5 1 頁 議案第8号 平成15年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について 平成15年度那賀5町合併協議会予算(案)について 議案第9号 5 3 頁 議案第10号 平成16年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について 5 8 頁 議案第11号 平成16年度那賀5町合併協議会予算(案)について 60頁 協議第1号 65頁 合併協定項目について 合併の方式について 6 7 頁 協議第2号 協議第3号 合併の期日について 69頁 協議第4号 新市の名称について 71頁 新市の事務所の位置について 73頁 協議第5号 協議第6号 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて 75項 協議第7号 新市建設計画の策定について 77頁

那賀5町合併協議会会議運営申し合わせ事項

那賀5町合併協議会会議運営規程第13条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、 次のとおり定めるものとする。

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として以下のとおりとする。

- (1)開催日 毎月第4木曜日
- (2)開催時間 午後1時30分から2時間程度とする。 〔必要に応じて変更可(夜間開催等)〕
- (3) 開催場所 5 町を持ち回るものとする。
- 2 協議会会議へ提案する事項の分類方法については、別紙のとおりとする。
- 3 会議録の調製

協議会会議の内容は、那賀5町合併協議会会議運営規程第7条第3号に規定するもののほか、全文記録による会議録も調製するものとする。

4 資料提供の取扱い

会議資料については傍聴者に対しても配布するものとする。

- 5 オブザーバーの参加について
 - (1)オブザーバーは、那賀郡町村会事務局とする。
 - (2)オブザーバーは、議事に加わることができない。
 - (3)オブザーバーの発言に関する取り決めについては、以下のとおりとする。発言できる場合について
 - ・ 議長に発言を求められた場合は、意見を述べることができる。
 - ・ オブザーバーが、自ら発言を希望する場合は、予めその旨を議長に通告し、 許可があった場合は、発言することができる。 オブザーバーの発言の内容の取扱いについて
 - ・ オブザーバーの発言については、あくまでも協議会における参考意見とする。
 - ・ オブザーバーからの質問を含んだ意見の取扱いについては、議長の判断に委 ねるものとする。
- 6 その他

合併協議の状況を把握するため、那賀5町合併協議会幹事及び那賀振興局県民行政 部長等の同席を認める。

(別 紙)

協議会会議へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

報告するもの

(意思決定を要しないもの)

報告事項

報告を受け、共通認識をもつ

- ・既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの (例:協議会規約)
- 規約、規程等により会長が定めた事項 (例:幹事会規程、事務局規程、財務規程等)
- ・調査、研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの 【提案番号の表記:報告第 号】

協議するもの

(意思決定を要するもの)

議案

決定

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項 (例:協議会会議運営規程、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関す る規程等)
- ・協議会において決定する必要のある事項 【提案番号の表記:議案第 号】

協議事項| 確認

・協議会規約第3条の規定により、協議会で協議し確認する事項 【提案番号の表記:協議第 号】

各項の提案番号は、最終提案時まで通し番号とし、継続協議の場合は初回に使用した番号を使用するものとする。なお、その場合、協議会に提案した回数を枝番として付す。

【提案番号の表記:協議第 号の 】

報告事項

報告第1号

那賀5町合併協議会規約について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町(以下「5町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会の事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1)5町の合併に関する協議
- (2)法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3)前2号に掲げるもののほか、5町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、5町の長が協議して定める。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- **第6条** 会長及び副会長は、5町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき 者の中からこれを選任する。
- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

- 第7条 委員は、次の者をもって充てる。
- (1)5町の長
- (2)5町の助役
- (3)5町の議会の議長
- (4)5町の議会がそれぞれ推薦した議員1名
- (5)5町の長が協議して定めた学識経験を有する者16名
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に 通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

- **第11条** 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

- 第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会 を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の事務に従事する職員は、5町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、5町が協議して負担する。

(監査)

- 第15条 協議会の出納の監査は、5町の長が協議して定めた監査委員2名に委嘱して行う。
- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第17条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り 別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、 会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成16年2月25日から施行する。

報告第2号

那賀5町合併協議会規約に関する協議書について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部

那賀5町合併協議会規約に関する協議書

打田町長、粉河町長、那賀町長、桃山町長及び貴志川町長(以下「5町の長」という。)は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)に規定する5町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

1 規約第4条 (事務所の位置)

2 規約第6条第1項 (会長、副会長)

3 規約第7条第1項第4号及び第5号 (委員)

4 規約第13条第2項 (事務局職員)

5 規約第14条 (経費)

6 規約第15条第1項 (監査委員)

協議して定めた事項

1 規約第4条に規定する協議会の事務所の位置について 事務所は、那賀郡粉河町大字粉河681番地の4 食糧事務所粉河分室庁舎内 に置く。

2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、 粉河町長 服部 一 を選任する。

副会長には、 貴志川町長 中村慎司、

桃山町議会議長 大森道夫 を選任する。

3 規約第7条第1項第4号(5町の議会がそれぞれ推薦した議員)及び第5号(5 町の長が協議して定めた学識経験を有する者)に規定する者について

5町の議会がそれぞれ推薦した議員

打田町	粉河町		那賀町	桃山町	貴志川町	
榎本喜之	杉原	勲	黒田七郎	山岡年文	竹村広明	

5町の長が協議して定めた学識経験を有する者

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	その他
奥 順司	松井信雄	仮屋肇昇	宇田 寛	松 浦 猛	
上野富一	大西洋太郎	岡田邦夫	津田愛珂	河上泰三	
南木和子	柳本益代	藤田佐代子	西平美和	田村美代子	
					那賀振興局長

その他欄の学識経験を有する者とは、会議を円滑に進行するため、5町の長が協議により特に必要と認めた者をいう。

4 規約第13条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員は、下記のとおりと する。

		打	田	田	Г			粉	河	田	Ţ	
	課	長	岩	坪	純	司	課	長	奥	谷	敏	夫
職及び氏名	課長	補佐	半	田	雅	己	課長	補佐	浅	野	徳	彦
	係	長	松	井	孝	作	係	長	中	村		健

		那	賀	囲	Г			桃	Щ	田	Ī	
	参	事	黒	田	敏	弘	課	長	栗	Щ	房	大
職及び氏名	係	長	乾		浩	_	主	幹	堀	内	信	宏
	係	長	杉	本		太	係	長	嶋	田	雅	文
		貴	志川	田	Γ							
	課	長	狭	間	秋	友						
職及び氏名	係	長	栗	本	宗	彦						
	主	事	或	部	毅	聡						

- 5 規約第14条に規定する協議会に要する経費について 経費は5町が負担し、その負担の方法は均等とする。
- 6 規約第15条第1項に規定する監査委員の選任について 監査委員は、5町の長が協議して委員の中から2名を委嘱する。
- 7 協議内容等の変更について 協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として、本書5通を作成し、各1通を所持するものとする。 平成16年2月25日

打田町長

粉河町長

那賀町長

桃山町長

貴志川町長

報告第3号

那賀5町合併協議会幹事会規程について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり制定したので、報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部

那賀5町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の 規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(所掌事項)

- **第2条** 幹事会は、協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、5町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

- 第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 2 幹事会に次の役員を置く。
- (1) 幹事長1名
- (2)副幹事長1名
- 3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

- 第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。
- 2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(専門部会)

- 第6条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要事項は、会長が別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(費用弁償)

- 第9条 第5条第4項により、幹事会の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員

等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月25日から施行する。

別 表(第3条関係)

町 名	職名	町 名	職名	町 名	職名
打田町	助 役	粉河町	助 役	那 賀 町	助 役
	総務課長		総務課長		総務課長
	企画室長		企画課長		企画室長
町 名	職名	町 名	職名		
桃山町	助 役	貴志川町	助 役		
	総務課長		総務課長		
	企画室長		企画情報課長		

報告第4号

那賀5町合併協議会専門部会規程について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会専門部会規程を別紙のとおり制定したので、報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、那賀5町合併協議会の幹事会(以下「幹事会」という。)の指示を受け、 那賀5町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するもの とする。

(組織)

- 第3条 専門部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

(役員)

- 第4条 専門部会に次の役員を置く。
- (1)部会長 1名
- (2)副部会長 1名
- 2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

- 第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- **第6条** 会議は、幹事会の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(費用弁償)

- 第9条 第6条第3項により、部会長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員 等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月25日から施行する。

別表(第3条関係)

-		関 係	 所	 管 課		1## _15	
専門部会名	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	構成	貝
総務財政部会	総 務 課	総 務 課	総 務 課	総 務 課	総 務 課	担当課	室局
	出納室	秘書室	管 理 課	情報システム課	広報公室	の長及び	び担
	企 画 室	出納室	出納室	出納室	企画情報課	当職員	
			企画室	企画室	出納室		
4		4 — 1 =		生活環境課	管理課		
企画部会	企画室	企画課	企画室	企画室	企画情報課	同	Ŀ
	地籍調査室	地籍調査課	地籍調査室	地籍調査課	地籍調査室		
	(開発公社) 	(開発公社) 	管理課	(開発公社)	広報公室 (開発公社)		
 税務部会	税 務 課	税 務 課	 税 務 課	 税 務 課	税務課	同。	E
机物品本	作儿 作为 TT	化水 化二甲基	保険福祉課	作儿 化二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	作几 作为 市木	12) _	_
環境衛生部会	保健環境課	生活環境課	健康衛生課	生活環境課	住民生活課	同。	Ŀ
双光 阳上旧乙	小匠戏光邮	工/口級/无師	アメニティセンター	工/口戏光脉	工了工/口IIV	1-0 -	_
			,,,_,,				
住民保健福祉	住民課	住民課	住民課	住民課	住民生活課	同	Ŀ
部会	福祉課	鞆渕支所	保険福祉課	福祉保健課	福祉課		
	保健環境課	福 祉 課	健康衛生課	社会福祉協議会	保 険 課		
	社会福祉協議会	健康対策課	社会福祉協議会		健康対策課		
		社会福祉協議会			社会福祉協議会		
経済産業部会	農林経済課	産業経済課	産業課	産業振興課	産業課	同。	L
		農林課		建設課	総 務 課		
					農業委員会		
建設部会	土木課	建設課	建設課	建設課	まち整備課	同 _	F
建议即公		用地対策室		まちづくり課	みり正備い	-j _	_
		加松工					
上下水道部会	水道課	水道課	水道課	水道課	上下水道課	同。	E
	土木課	建設課	建設課	まちづくり課	まち整備課		
教育部会	総務学校教育課	総務学事課	総務学事課	学事総務課	学事総務課	同。	L
	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	生涯学習課		
		生涯スホーツ課			生涯スホーツ課		
議会事務局部	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	同	L
会							

報告第5号

那賀5町合併協議会事務局規程について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会事務局規程を別紙のとおり制定したので、報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)協議会の会議に関すること
- (2)協議会の協議資料の作成に関すること
- (3)協議会の庶務に関すること
- (4)その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長、参与、課長、主幹、課長補佐その他必要な職員 を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて和歌山県職員の派遣を要請するものとする。
- 3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- 2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
- (1)事務局内の連絡調整
- (2)事務局長の職務の補佐
- (3)事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4)事務局職員の指揮監督

(決裁)

- **第5条** 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
- (1)協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2)協議会の提案する議案の決定
- (3)協議会の予算及び決算
- (4)規程及び要綱等の制定改廃
- (5)その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

- 第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1)5万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2)物品及び現金の出納に関すること
- (3)事務局の運営に係る基本方針に関すること
- (4)職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (5)その他軽易な事項に関すること

(代決)

- **第7条** 協議会会長(以下「会長」という。)が不在のときは、協議会副会長(以下「副会長」という。)がその事務を代決する。
- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、 会長の属する町の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うものとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、会長の属する町の例による。

(職員の給与等)

- 第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれの職員の属する町又は県の負担とする。
- 2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年2月25日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	分 掌 事 務
総務課	1 協議会の会議に関すること
	2 庶務及び会計に関すること
	3 合併の諸手続きに関すること
	4 合併に係わる資料の編纂に関すること
	5 合併に係る広報に関すること
	6 人事に関すること
	7 報酬等支給に関すること
	8 合併の方式及び期日に関すること
	9 新市の名称及び事務所の位置に関すること
	10 財産及び債務の取扱いに関すること
	11 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
	12 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること
	13 特別職の身分の取扱いに関すること
	14 一般職員の身分の取扱いに関すること
	15 事務組織及び機構の取扱い関すること
	16 国、和歌山県との連絡調整に関すること
	17 市制施行手続に関すること
	18 その他他の課に属さないこと
調整課	1 地方税の取扱いに関すること
	2 条例・規則等の取扱いに関すること
	3 一部事務組合等の取扱いに関すること
	4 使用料・手数料等の取扱いに関すること
	5 公共的団体等の取扱いに関すること
	6 補助金・交付金等の取扱いに関すること
	7 町名・字名の取扱いに関すること
	8 慣行の取扱いに関すること
	9 国民健康保険事業の取扱いに関すること
	10 介護保険事業の取扱いに関すること
	11 上水道事業の取扱いに関すること 12 消防団の取扱いに関すること
	13 行政区の取扱いに関すること
	13 行政区の取扱いに関すること 14 電算システムの取扱いに関すること
	15 各種事務事業の取扱いに関すること
計画課	1 新市建設計画に関すること
	2 財政計画に関すること
	3 新市の予算編成に関すること

別表第2(第9条関係)

名 称	那賀5町合併協議会長の印	那賀5町合併協議会事務局長の印		
ひな形	那賀5町 合併協議 会長之印	那賀5町合 併協議会事 務局長之印		
寸法	2 1 mm × 2 1 mm	1 8 mm × 1 8 mm		
書体	楷書体	楷書体		
用途	対外全般	対外全般		

報告第6号

那賀5町合併協議会財務規程について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会財務規程を別紙のとおり制定したので、報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約第16条の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算は、打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町(以下「5町」という。)の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議 会の会議を経なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速や かに5町の町長に送付しなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。
- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

- 第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める 以外の項目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

- 第5条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

- 第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査 に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを 5 町の町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

- **第9条** 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行う ものとする。
- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1)予算差引簿
- (2)その他必要な簿冊

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月25日から施行する。
- 2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間において、収入すべき 歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

	款	項				
1	負 担 金	1 負 担 金				
2	県 支 出 金	1 県補助金				
3	繰 越 金	1 繰 越 金				
4	諸収入	1 諸 収 入				

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

	款					項		
1	運	営	費	1	会	議	費	
				2	事	務	費	
2	事	業	費	1	事業推進費			
3	予	備	費	1	予	備	費	

報告第7号

那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定について

平成16年2月25日施行の那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関し、別紙のとおり協定したので報告する。

平成16年3月30日報告

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書

那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員(以下「当該委員」という。)の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

(身分等)

第1条 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した町長が属する町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

(公務災害補償制度の適用)

第2条 当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員を選任した町の公務災害 補償制度を適用し、かつ、当該町において、対応(公務災害の発生に伴い必要となる認 定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。)するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があったときは、 これらを当該委員が非常勤の身分を有する町において定めた当該非常勤職員に支給すべ き報酬及び費用弁償とみなす。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、5町の長が記入押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成16年2月25日

打田町長

粉河町長

那賀町長

桃山町長

貴志川町長

協議事項

議案第1号

那賀5町合併協議会会議運営規程について

那賀5町合併協議会会議運営規程(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀 5 町合併協議会決定 平成 1 6 年 月 日

那賀5町合併協議会会議運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、那賀5町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- **第2条** 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、 公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って公開しな いことができるものとする。
- 2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

- 第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

- 第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができるものとする。

(傍聴)

- 第6条 会議は、傍聴することができる。
- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会議録)

- 第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。
- (1)開催日時及び場所
- (2)出席委員等の氏名
- (3)議題及び議事の要旨
- (4)その他議長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 会議録に署名すべき委員は、2名とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

- 第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。
- 2 前項の公開は、会長が会議に諮り別に定める方法により行うものとする。

(規律)

- **第10条** 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(費用弁償)

- 第12条 前条により、議長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

議案第2号

那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀5町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場等の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続き)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(第1号様式)に住所及び氏名を記入のうえ、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に提出し、傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予 定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで 傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1)銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している 者。
- (2)プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。
- (3)はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4)ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。 ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (6)下駄、木製サンダルの類を履いている者。
- (7)酒気を帯びていると認められる者。
- (8)異様な服装をしている者。
- (9)その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、 この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
- (1)会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2)私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3)飲食及び喫煙をしないこと。

- (4)みだりに席を離れないこと。
- (5)不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6)携帯電話の使用はしないこと。
- (7)その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。 ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

平成 年 月 日

那賀5町合併協議会会議傍聴届

那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

		記	
住	所		
氏	名		

第2号様式(第3条関係)

傍 聴 証

第 号

那賀5町合併協議会

議案第3号

那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀5町合併協議会会議運営規程(以下「規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

- **第3条** 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。
- 2 規程第2条第1項の規定により、会議を公開しないと決定した事項及び個人に関する 事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるもの とする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要事項を記載して提出する ことにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局(以下「事務局」という。)及び協議会を構成する町(以下「5町」という。)の指定する場所とし、その時間は当該事務局又は5町の執務時間内とする。

(会議録等の写しの交付)

- **第6条** 会議録等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧者」という。)が、その写しの交付 を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。
- 2 前項の交付に要する費用は、事務局にあっては協議会の会長の属する町の情報公開に 関する条例の例によるものとし、5町にあってはそれぞれの町の定めによるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

別記様式(第4条関係)

会議録等閲覧申出書

平成	年	月	日

			平	成	年	月
住	所					
氏	名					
		-				
で、	下記	のと	おり	申しと	出いた	します。
定さ	れた	事項	を遵	守しま	ます。	
	•	-	分			
する	とこ	ろに	印を作	付けて	てくだ	さい)
ш →-	to t-	↔≢				
ЩC	16/6	.又音				
	氏 で定 日 る	定された 日(~ するとこ	氏 名で、下記のと で、下記のと するところに するところに	住 所 氏 名 で、下記のとおりに 定された事項を遵守 日(時) 分	氏 名 で、下記のとおり申しま された事項を遵守しま つって、下記のとおり申しま で、下記のとおり申しま で、下記のとおり申しま で、下記のとおり申しま で、下記のとおり申しま で、下記のとおり申しま	住 所 氏 名 で、下記のとおり申し出いた 定された事項を遵守します。 日() ~ 時 分

希望する・希望しない

議案第4号

那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程について

那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀 5 町合併協議会決定 平成 1 6 年 月 日

別紙

那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬 は、日額5,000円とする。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職及び議会議員ついては、これを支給しない。

(費用弁償の額)

- 第3条 協議会委員等が、協議会の会議等に出席したときの費用弁償の額は、日額2,800円とする。ただし、地方公共団体の常勤の特別職、一般職については、これを支給しない。
- 2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条第2項に定める協議会委員等に支給する旅費については、会長の属する町の 職員等の旅費に関する条例(平成7年3月20日条例第4号)の規定を準用する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

議案第5号

那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会 規程について

那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀 5 町合併協議会決定平成 1 6 年 月 日

那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の 規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)に新市の事務所の位置等 検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その組織、運営に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。
- (1)新市の事務所の位置の選定に関すること
- (2)新市の名称の選定方法等に関すること
- (3)町名・字名の取扱いに関すること
- (4)その他必要な事項

(委員)

- 第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。
- (1)協議会の会長及び規約第7条第1項第1号に規定する委員
- (2)規約第7条第1項第3号に規定する委員
- (3)規約第7条第1項第5号に規定する委員のうち6名の委員

(委員長及び副委員長)

- 第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開 とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「議長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に 報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理 する。

(費用弁償)

- 第8条 第5条第4項により、委員長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

議案第6号

那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会 規程について

那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀 5 町合併協議会決定 平成 1 6 年 月 日

別紙

那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の 規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)に新市の議会議員の定数 及び任期検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その組織、運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。
- (1)新市の議会議員の定数に関すること
- (2)新市の議会議員の任期に関すること
- (3)その他必要な事項

(委員)

- 第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。
- (1)規約第7条第1項第4号に規定する委員
- (2)規約第7条第1項第5号に規定する委員のうち5名の委員

(委員長及び副委員長)

- 第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開 とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「議長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に 報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理 する。

(費用弁償)

- 第8条 第5条第4項により、委員長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

議案第7号

那賀 5 町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会 規程について

那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程(案)について、 別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀 5 町合併協議会決定 平成 1 6 年 月 日

那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、那賀5町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の 規定に基づき、那賀5町合併協議会(以下「協議会」という。)に新市建設計画策定検討 小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、その組織、運営に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。
- (1)新市建設計画策定に関すること
- (2)新市建設に対する住民の意向調査に関すること
- (3)その他必要な事項

(委員)

- 第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。
- (1)規約第7条第1項第2号に規定する委員
- (2)規約第7条第1項第5号に規定する委員のうち5名の委員

(委員長及び副委員長)

- 第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開 とすることができる。
- 6 会議の傍聴については、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱」の規定を準用する。この場合において、「議長」は、「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に 報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理 する。

(費用弁償)

- 第8条 第5条第4項により、委員長の求めに応じ会議に出席した者に費用弁償を支給する。
- 2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法等については、「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

議案第8号

平成15年度那賀5町合併協議会事業計画について

平成15年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

平成15年度那賀5町合併協議会事業計画(案)

項目	内容
協議会の開催	・ 会議を開催し、事務事業の調整内容や新しいまちづくりの基本方針について協議・検討する。
合併協定項目の協議・検討	・ 事務事業現況調査に基づき、協定項目の内容について協議および検討する。

議案第9号

平成15年度那賀5町合併協議会予算について

平成15年度那賀5町合併協議会予算(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

平成15年度那賀5町合併協議会会計予算(案)

平成15年度那賀5町合併協議会の会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,501千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会

会 長 服 部 一

第 1 表 歳入歳出予算

【歳 入】

(単位:千円)

款	項	金額
1.負担金		4,000
	1.負担金	4,000
2.県支出金		500
	1.県補助金	500
3.諸収入		1
	1.諸収入	1
歳入合	計	4,501

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	金額
1.運営費		4,391
	1.会議費	285
	2.事務費	4,106
2. 予備費		110
	1.予備費	110
歳出合	計	4,501

予算に関する説明書

【歳 入】

(単位:千円)

						節			
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説明	
1. 負担金			4,000	0	4,000				
	1.負担金		4,000	0	4,000				
		1.負担金	4,000	0	4,000	1.負担金	4,000	構成町負担金	
								打田町	800
								粉河町	800
								那賀町	800
								桃山町	800
								貴志川町	800
2. 県支出金			500	0	500				
	1. 県補助金		500	0	500				
		1.県補助金	500	0	500	1.県補助金	500	和歌山県市町村合併推進事業補助金	500
3.諸収入			1	0	1				·
	1.諸収入		1	0	1				
		1.預金利子	1	0	1	1.預金利子	1	預金利子	1
F	計		4,501	0	4,501				

【歳 出】

(単位:千円)

									(112:113)
						節			
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説	明
						_ ,	- HX		
1.運営費			4,391	0	4,391				
	1.会議費		285	0	285				
		1.会議費	285	0	285	1.報酬	75	委員報酬	75
						9.旅費		費用弁償	70
								普通旅費	20
						11.需用費	110	消耗品費	100
								食糧費	10
						12.役務費	10	通信運搬費	10
	2.事務費		4,106	0	4,106				
		1.事務費	4,106	0	4,106	4 . 共済費	60	臨時職員社会保険等	60

						節			
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説明	
						7.賃金		臨時雇用賃金	280
						9.旅費		普通旅費	20
						11.需用費		消耗品費	490
								燃料費	200
								食糧費	10
								印刷製本費	100
								光熱水費	200
						12.役務費		通信運搬費	70
								手数料	10
								浄化槽清掃料	55
								保険料	70
						13.委託料	327	事務所清掃委託料	100
								浄化槽保守点検委託料	27
								施設警備委託料	200
						14.使用料及び	410	機械器具等借上料	300
						賃借料		事務所借上料	110
						18.備品購入費	1,800	備品購入費	1,800
						19. 負担金補助	4	(財)和歌山県社会保険協会負担金	4
						及び交付金			
2.予備費			110	0	110				
	1. 予備費		110	0	110				
		1.予備費	110	0	110				
É	計	,	4,501	0	4,501				

議案第10号

平成16年度那賀5町合併協議会事業計画について

平成16年度那賀5町合併協議会事業計画(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

平成16年度那賀5町合併協議会事業計画(案)

項目	内容
協議会の開催	・ 月1回会議を開催し、事務事業の調整内容や新しいまちづくりの基本方針について協議・検討する。
合併協定項目の協議・検討	・ 事務事業現況調査に基づき、協定項目の内容について協議および検討する。
『まちづくり住民意識調査』 の実施	・ 新市建設計画作成のため、今後のまちづくりに関し、広く住民の意向を問う『まちづくり住民意識調査』の実施及び集計と分析を行う。
新市建設計画の作成	・ 合併5町の総合的なまちづくり計画である新市建設計画の作成にあたり、『まちづくり住民意識調査』の結果等をふまえ、各行政分野別の課題とそれに対応する施策や主要事業、財政計画、公共施設の利活用等について計画を作成していく。
電算事業統合調査	・ 電算事業の統合化にあたり、現状調査・基本方針の策定・ 新システムの構想等を作成する
協議会だよりの発行	・ 協議会の内容や進捗状況、市町村合併に関する資料を掲載した協議会だよりを毎月発行し、全戸配布することにより、住民への情報提供を積極的に行う。
ホームページの開設	・ 協議会の概要、協議内容の結果等を配信し、情報提供を 行う。

議案第11号

平成16年度那賀5町合併協議会予算について

平成16年度那賀5町合併協議会予算(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

那賀5町合併協議会決定平成16年月日

第1表 歳入歳出予算

【歳 入】

(単位:千円)

款	項	金額
1.負担金		40,000
	1. 負担金	40,000
2.県支出金		5,000
	1. 県補助金	5,000
3.繰越金		10
	1.繰越金	10
4.諸収入		10
	1.諸収入	10
歳 入 合	計	45,020

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	金額
1.運営費		17,826
	1.会議費	4,890
	2.事務費	12,936
2.事業費		26,900
	1.事業推進費	26,900
3 . 予備費		294
	1. 予備費	294
歳出合	計	45,020

予算に関する説明書

【歳 入】

(単位:千円)

						節			
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説明	
1.負担金			40,000	4,000	36,000				
	1.負担金		40,000	4,000	36,000				
		1.負担金	40,000	4,000	36,000	1.負担金	40,000	構成町負担金	
								打田町	8,000
								粉河町	8,000
								那賀町	8,000
								桃山町	8,000
								貴志川町	8,000
2.県支出金			5,000	500					
	1. 県補助金		5,000	500					
		1.県補助金	5,000	500	·		5,000	和歌山県市町村合併推進事業補助金	5,000
3.繰越金			10	0	10				
	1.繰越金		10	0	10				
		1.繰越金	10	0	10	1.繰越金	10	前年度繰越金	10
4.諸収入			10	1	9				
	1.諸収入		10	1	9				
		1.預金利子	10	1	9	1.預金利子	10	預金利子	10
Ź	計		45,020	4,501	40,519				

【歳 出】

(単位:千円)

										1 1— 1 1 9 /
			_			節				
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説	明	
1.運営費			17,826	4,391	13,435					
	1.会議費		4,890	285	4,605					
		1.会議費	4,890	285	4,605	1.報酬	1,650	委員報酬		1,650
						9.旅費	1,660	費用弁償		1,540
								普通旅費		120
						11. 需用費	470	消耗品費		300
								食糧費		170
						12.役務費	120	通信運搬費		120

						節			
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説明	
						13.委託料	990	会議録作成委託料	990
	2.事務費		12,936	4,106	8,830				
		1.事務費	12,936	4,106	8,830	4 . 共済費		臨時職員社会保険等	360
						7.賃金		臨時職員雇用賃金	3,092
						9.旅費		普通旅費	120
								特別旅費	128
						11.需用費		消耗品費	700
								燃料費	600
								食糧費	30
								印刷製本費	50
								光熱水費	1,200
						12.役務費	605	通信運搬費	400
								手数料	30
								浄化槽清掃料	55
								保険料	120
						13.委託料		事務所清掃委託料	600
								浄化槽保守点検委託料	27
								施設警備委託料	1,200
						14.使用料及び	4,020	機械器具等借上料	1,800
						賃借料		事務所借上料	1,800
								公用車借上料	420
						18. 備品購入費		備品購入費	200
						19. 負担金補助	4	(財)和歌山県社会保険協会負担金	4
- 						及び交付金			
2.事業費	, = 11/14/4 ==		26,900	0	26,900				
	1.事業推進費	. = 11/14/4-#	26,900	0	26,900	· +0 // * ==		****	
		1.事業推進費	26,900	0	26,900	8.報償費		新市名称謝礼	300
						11. 需用費	300	消耗品費	100
						10 T+010		印刷製本費	200
						13.委託料	,	新市例規整備業務	1,600
								ホームページ開設・更新	1,700
								広報誌作成 新古典第二	7,000
								新市建設計画策定	11,000
2 7 ##			22.1	4.45	40.1			電算事業統合調査	5,000
3.予備費	4 マ供井		294	110	184				
	1. 予備費	1 夕供書	294	110	184				
		1.予備費	294	110	184				

						節				
款	項	目	本年度	前年度	比較	区分	金額	説	明	
Ē	計		45,020	4,501	40,519					

合併協定項目について

合併協定項目(案)について、別紙のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

平成16年 月 日確認

那賀5町合併協議会合併協定項目(案)

1.基本的な協定項目

- (1)合併の方式
- (2)合併の期日
- (3)新市の名称
- (4)新市の事務所の位置
- (5)財産及び債務の取扱い

2 . 合併特例法に定める協定項目

- (1)新市の議会議員の定数及び任期の取扱い
- (2)農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- (3)一般職員の身分の取扱い
- (4)地方税の取扱い

3.その他の協定項目

- (1)電算システムの取扱い
- (2)特別職の身分の取扱い
- (3)事務組織及び機構の取扱い
- (4)条例・規則等の取扱い
- (5)一部事務組合等の取扱い
- (6)使用料・手数料等の取扱い
- (7)公共的団体等の取扱い
- (8)補助金・交付金等の取扱い
- (9)町名・字名の取扱い
- (10) 慣行の取扱い
- (11)国民健康保険事業の取扱い
- (12)介護保険事業の取扱い
- (13)上下水道事業の取扱い
- (14)消防団の取扱い
- (15)行政区の取扱い
- (16) 各種事務事業の取扱い

4.新市建設計画

(1)新市建設計画

合併の方式について

合併の方式について、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部

記

協	定	項	目	合併の方式
項	目	X	分	基本的な協定項目
担	当	部	会	
事	務		局	総務課
調團	隆方 針	(≸	₹)	打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町を 廃し、その区域をもって新しいまち(市)を設置す る新設(対等)合併とする。

平成16年 月 日確認

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容 協定項目合併の方式 関係項目合併の方式について 総務									
確 認 内 容									
調整	内 容		確認の具体的内容						
「市町村の配置分合」 地方自治法第7条について ・ 「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常、分割・分立・合体・及び編入の4種類がある。 合体とは、二以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって一の地方公共団体を置くことをいう。 編入とは、地方公共団体を廃してその区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えることをいう。 いずれの場合にも、地方公共団体の廃止(法人格の消滅)または地方公共団体の設置(法人格の発生)を伴うものである。									
新設合併(対等合併)	編入合併(吸	収合併)							
(合併前) (合併後)	(合併前)	(合併後)							
A 聞T B 聞T C 市	A HIT B HIT	A HIT							
・合併関係市町村が全て廃されるため、新たなまちの名称を定める。 ・新しい事務所は、合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。 ・合併関係市町村の財産、公共施設は合併市町村が引き継ぐ。 (以下、基本的な比較は、別紙資料参照)	・合併後の新町の名称は、編入をする市町村の事務・合併復の事務所は、編入をする市町村の事務・合併関係市町村の財産、公共施設は編入する(8所となる。							

合併の期日について

合併の期日について、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部

記

協	定	項	目	合併の期日
項	目	X	分	基本的な協定項目
担	当	部	会	
事	矛:	务	局	総務課
調惠	と方金	†(}	【】	平成17年3月31日までの日とする。

平成16年 月 日確認

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容 協定項目 合併の期日 関係項目 合併の期日について 総務課 確認内容 合併までの手続き 市町村合併促進プラン 確認の具体的内容 市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」(平成15年5月8日) 那賀5町合併協議会の設置(H16.2.25) ・市町村合併を推進するための法的対応 3万市特例を市町村合併特例法の期限まで1年間延長。(平成15年7月9日施行) 当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに関係市町村が議会の議決を経て 合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の 《合併に係る協議》 《基本構想策定》 経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出予定。 ・基本項目調整協議 新市建設計画の原案作成着手 (期日・方式・新市名・事務所の位置・財 産及び債務の取扱い) 住民アンケートなどでの ・市町村合併の手続の迅速化 ・合併特例法による協定項目の調整協議 意見を反映 市制施行協議等に約100日程度要していた国の手続に要する期間を30日以内に短縮(合 (議員の定数及び任期・農業委員会の定数 併して市となる際の総務省への内協議の廃止等) するとともに、都道府県に対しても手続の迅 及び任期・地方税・一般職員の身分など) 新市建設計画作成・協議 速化を要請。 ・合併に係る協定項目詳細の決定 新市建設計画案について県知事へ事前協議 県知事から協議に対する回答 総務大臣へ送付 合併協定調印 5 町議会の議決 5 町による廃置分合の申請及び市制施行申請 市制施行申請に係る総務省との協議(知事) 和歌山県議会の議決 和歌山県知事による廃置分合、市制施行の決定 総務大臣への届出(知事) 総務大臣による告示 新 市 誕 生

新市の名称について

新市の名称について、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部

記

協	定	項	目	新市の名称
項	目	X	分	基本的な協定項目
担	当	部	会	
事	矛	务	局	総務課
調虫	を 方金	† (₹)	那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会において調整し、協議会で決定する。

平成16年 月 日確認

	那賀5町合併協議会協議事項確認内容	//) 75 AM
	E 項目 新市の名称 関係項目 新市名称の選定方法について 関係項目 新市名称の選定方法について 関格 項目 新市名称の選定方法について 関係 項目 新市名称の選定方法について 関係 項目 対象 項目 新市名称の選定方法について 関係 項目 対象 可能	総務課
	【案1】 【案2】 【案2】 【案2】 【案2】 「般公募により幅広く住民の声や意見を募り、町長会・一般公募により幅広く住民の声や意見を募り、協議会に検討小	内容
	称(数点)を取りまとめ、合併協議会だよりや町広報誌等を通じて周知を図り、住民の意見を聴くなかで合併協議会において最終的に決定する。 で決定する。 検討 ・ 対象点のを検討・選定 ・ 大きないでは、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは、では、いるのでは	
調整変	接案 町広報誌等を通じて提案・周知 検討・選定 広く検討し、適当なものを選定 検討・選定 小委員会で検討し、適当なものを選定	
案	評価 住民の声・意見の集約 決定 合併協議会で決定 決定 合併協議会で決定	
	決定 合併協議会で決定 例:篠山市、ひたちなか市 例:あきる野市	
公募案	【案1】	

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部

記

協	定	項	目	新市の事務所の位置
項	目	X	分	基本的な協定項目
担	当	部	会	
事	矛	务	局	総務課
調虫	を 方金	† (₹)	那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会において調整し、協議会で決定する。

平成16年 月 日確認

	那賀5町合併協議会	協議事項確認内容	
協定項目 新市の事務所の位置について		関係項目 新市事務所の位置の考え方について	総務課

確認内容

那 賀 5 町 の 状 況									
町名	打 田 町	粉河町	那賀町	桃山町	貴 志 川 町				
現在の 事務所 の位置	打田町大字西大井338	粉河町大字粉河412	那賀町大字名手市場146-4	桃山町大字元381	貴志川町大字神戸327-1				
敷 地面 積	9 , 5 2 5 m²	4 , 5 4 6 m²	4 , 3 8 9 m²	5 , 3 5 1 m²	9 , 2 1 0 m²				

新市の事務所の位置を決定する必要性

地方自治法第4条第1項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務付けている。(現在の町役場の事務所の位置は上記のとおり) 新設合併することにより、これまでの町役場はなくなることになる。従って、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要がある。

事務所の位置の決定基準

地方自治法第4条第2項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮」すべきことが挙げられている。

事務所の位置に関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

【事務所の位置又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め、又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【支庁・地方事務所の設置及び区】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては市長出張所を含む。以下これ同じ)及び地方事務 所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることが出来る。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。
 - (通知) 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、 法にいう支所ではない。
 - (実例) 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域 に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

協議第6号

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部一

記

協	定	項	目	新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて
項	目	X	分	合併特例法に定める協定項目
担	当	部	会	
事	矛	务	局	総務課
調整方針(案)			₹)	那賀 5 町合併協議会新市の議会 議員の定数及び任期検討小委員会において調整し、協議会で決定する。

平成16年 月 日確認

那賀5町合併協議会協議事項確認内容										
協定項目議会議員の定数及び任期の取扱い 関係項目 燃務課										
確認内容										
那 賀 5 町 の 状 況 確認の具体的内容										
打 田 町	粉河町	那賀町	桃山町	貴 志 川 町	唯一の分子体の方子					
(1) 議員の定数 16人(法定数2 (2) 任期 平成12年10月 1日 平成16年 9月30日	(2) 任 期 日から 平成15年10月16日	(2) 任 期 から 平成15年 8月 1日から	(1) 議員の定数 1 4人(法定数18人) (2) 任 期 平成12年 9月28日から 平成16年 9月27日まで	(1) 議員の定数 16人(法定数26人) (2) 任 期 平成15年 5月17日から 平成19年 5月16日まで						
区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例) 合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)								
	併関係市町村の廃止と同時に当該市町 の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議	合併関係市町村の 員が失職する。 に限り、引き続き合 きる。)協議により、合併後2年を超えない範囲 併市町村の議員として在任することがで						
2 任 期 一角	般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第9	93条第1項) 合併後2年を超え	ない範囲で協議で定める。						
る。 に 注 定 な り 査 か	町村の議会の議員の定数は、条例で定め ・ (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号 掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に める数を超えない範囲で定めなければ らない。 人口 5万以上10万未満の市 30人 (地方自治法第91条第2項) 人口は、官報で公示された最近の国勢調 人口または、これに準ずる全国的な人口 査の結果による人口 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により91条第2項の定数の2倍を超えない範囲でないできる。 合併後の人口が5万以上10万未満の場合 = 2倍を超えない範囲 30人×2 = この特例による定数は、解散、総辞職等によっいなくなったときは、地方自治法第91条第2項る。 (合併特例法第	E数を定めるこ	条の定数を超えるときは、当該数をもったの議員定数とし、議員に欠員が生じたといていなくなったときは、これに応じての規定に至るまで減少する。 7 (現況) 7 4 名						
4 選挙期日 設置	置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第3	33条第3項) 選挙を行わない。							
5 選挙すべき議員の 数	数に同じ	定数に同じ								
6 補欠選挙の適用 有		有	無							

新市建設計画の策定について

新市建設計画の策定について、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会会長服部

記

協	定	項	目	新市建設計画
項	目	X	分	新市建設計画
担	当	部	会	総務財政部会、企画部会
事	矛	务	局	計画課
調整方針(案)			₹)	那賀 5 町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会 で調整し、協議会で決定する。

平成16年 月 日確認

那賀5町合併協議会開催予定表(案)

	開催日時	場所
第 1 回協議会	平成16年3月30日(火) 午後2時から	粉河ふるさとセンター 1階 小ホール
第 2 回協議会	平成16年4月22日(木) 午後1時30分から	那賀町総合センター 1階 大会議室
第 3 回協議会	平成16年5月28日(金) 午後1時30分から	桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール
第 4 回協議会	平成16年6月24日(木) 午後1時30分から	貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2階 大集会室
第 5 回協議会	平成16年7月29日(木) 午後1時30分から	打田町保健福祉センター 4階 ホール田園
第 6 回協議会	平成16年8月26日(木) 午後1時30分から	粉河ふるさとセンター 1階 小ホール
第 7 回協議会	平成16年9月30日(木) 午後1時30分から	那賀町総合センター 1階 大会議室
第 8 回協議会	平成16年10月28日(木) 午後1時30分から	
第 9 回協議会	平成16年11月25日(木) 午後1時30分から	貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2階 大集会室
第 10 回協議会	平成16年12月24日(金) 午後1時30分から	